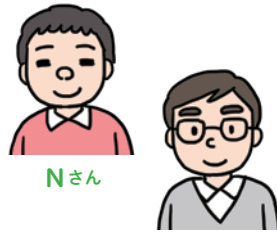
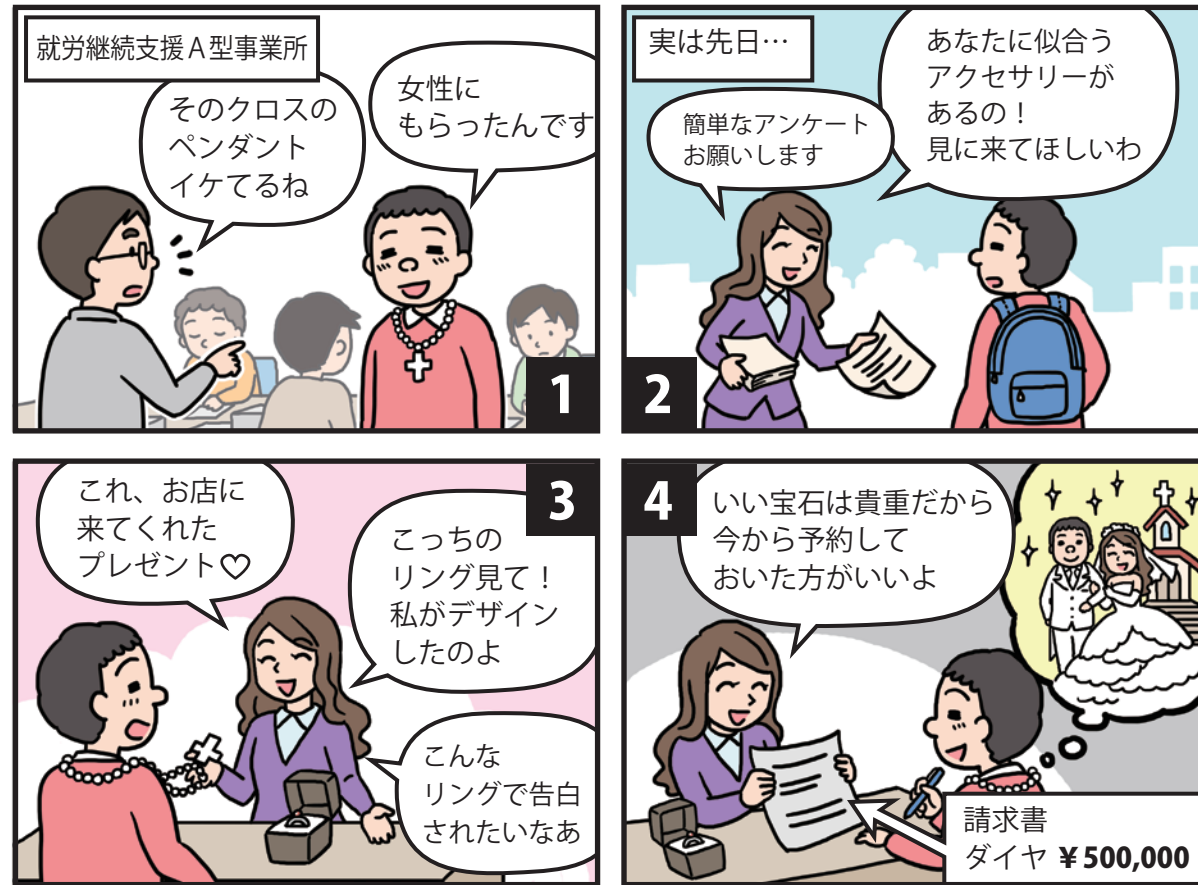


見慣れない アクセサリーをして いるのに気付いて



就労継続支援事業所職員



事例の概要

—就労継続支援事業所職員の気付き—

知的障がいがあり、就労継続支援A型事業所^{*1}に通っているNさんは、おしゃれには関心がなく、アクセサリーなどを付けている姿を見たことがありませんでした。しかし、先日、クロスのペンダントをしていたので、「かっこいいね」と声を掛けると、嬉しそうに「僕に似合うと言ってくれた。」と言っていました。

今日は給料日だったのですが、いつもは帰りに大好きなお寿司を買って帰るのに、何も買わずに帰ると言います。聞くと、「お金が必要だから」だそうです。Nさんは、お給料と障害年金を受け取り、堅実な暮らしをしていたので、月に一度の楽しみのお寿司も買えないと聞いて、心配になりました。更にNさんに聞いてみたら、リングの代金を分割で毎月支払っているとのことでした。

^{*1} 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。(厚生労働省社会福祉施設等調査：調査の結果(用語の解説))。

気付きのポイントとトラブルの特徴

気付きのポイント

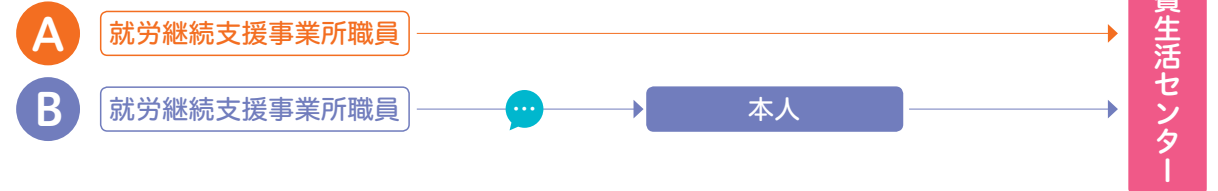
- ・ 普段はアクセサリーをしていない人がアクセサリーを身に付けている(男性に多い)。
- ・ いつもと違うアクセサリーをしている。
- ・ よく知らない人とデートをする話をしている。
- ・ お金に困っていそうだ。

トラブルの特徴

アポイントメントセールス(SNSなどで、販売目的を告げずに呼び出して契約をさせる方法)によるケースが多く見られます。恋愛感情を利用してアクセサリーを勧誘する場合(デート商法)、本人は、優しくされたり、おだてられたりしているので、被害に気が付かず次々に購入してしまうこともあります。

関係者の連携 (A:地域協議会あり、B:地域協議会なし)

● 本人に消費生活センターへの相談を促す。必要に応じて一緒に相談する。



消費生活センターに相談したら

契約書を受け取ってから8日間はクーリング・オフができる可能性があります。分割払いをしている場合、信販会社にもクーリング・オフの通知を出します。クーリング・オフの期間が過ぎてしまっても解決できる場合があるので、速やかに相談してください。

▶見守る方へアドバイス

障がい者が、悪意のある人を疑わず、純粋に信じてしまい、様々な被害に遭う傾向があります。今後も類似の被害に遭う可能性があるため、継続的な見守りが必要です。

消費者被害かな?と思ったら消費生活センターへ ☎188



消費者庁消費者ホットライン188
イメージキャラクターヤン